

事務事業概要

千代田清掃事務所

令和5年版

千代田区

はじめに

千代田区は、江戸期から日本の政治・経済の中心として発展し、都心特有の多様な機能が高度に集積しています。あわせて、長い歴史の中で、それぞれの時代の新たな文化や価値観を積極的に取り入れ、地域ごとの個性を築き上げてきました。

一方、定住人口の急激な増加に伴うコミュニティや界限性の希薄化、少子高齢化、都市インフラの老朽化といった、まちづくりを取り巻く内外の環境の変化が進んでいます。また、近年、大型台風や集中豪雨、記録的な猛暑など、気候変動の影響によると考えられる異常気象が頻発し、甚大な被害が発生しており、区民生活にも、熱中症や水害のリスクなど、多大な影響をもたらしています。

本区では、こうした気候変動の影響による被害の頻発化に対して、千代田区気候非常事態宣言を表明し、2050年までにCO₂排出量実質ゼロをめざす「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げ、区民や事業者のゼロカーボンに向けた支援を拡充していくほか、地球温暖化対策の推進やヒートアイランド対策計画の改定に着手しました。

これらの背景を踏まえ、環境まちづくり部では、将来想定される首都直下地震にも備えた災害に強いまちづくりをめざすとともに、アフターコロナ社会の転換期に対応するまちづくりとして、自然との調和が取れた人に優しいまちづくりを推進していきます。

また、20年後のまちづくりの方向性を示す「千代田区都市計画マスタープラン」で定めた将来像「つながる都心」の実現に向け、令和4年6月に「千代田区ウォークブルまちづくりデザイン」を策定しました。歩きやすく居心地の良い、多様な人々が集い・出会い・交流が生まれる「滞留」しやすい空間の創出とそれぞれの滞留空間の行き来を促していく「回遊」しやすい空間を創出し、多様な人たちの活動を生み出す「ウォークブルなまちづくり」を実現してまいります。

今後も、地域の声を聴きながら、安全・安心を基本に、千代田区の豊かな地域資源を活かして、多様な交流と活力ある都市活動を促すとともに、環境に配慮した強靱で持続可能な「人中心」のまちづくりを進め、区民の生活の質（Quality Of Life）を高めていきます。

令和5年7月

環境まちづくり部

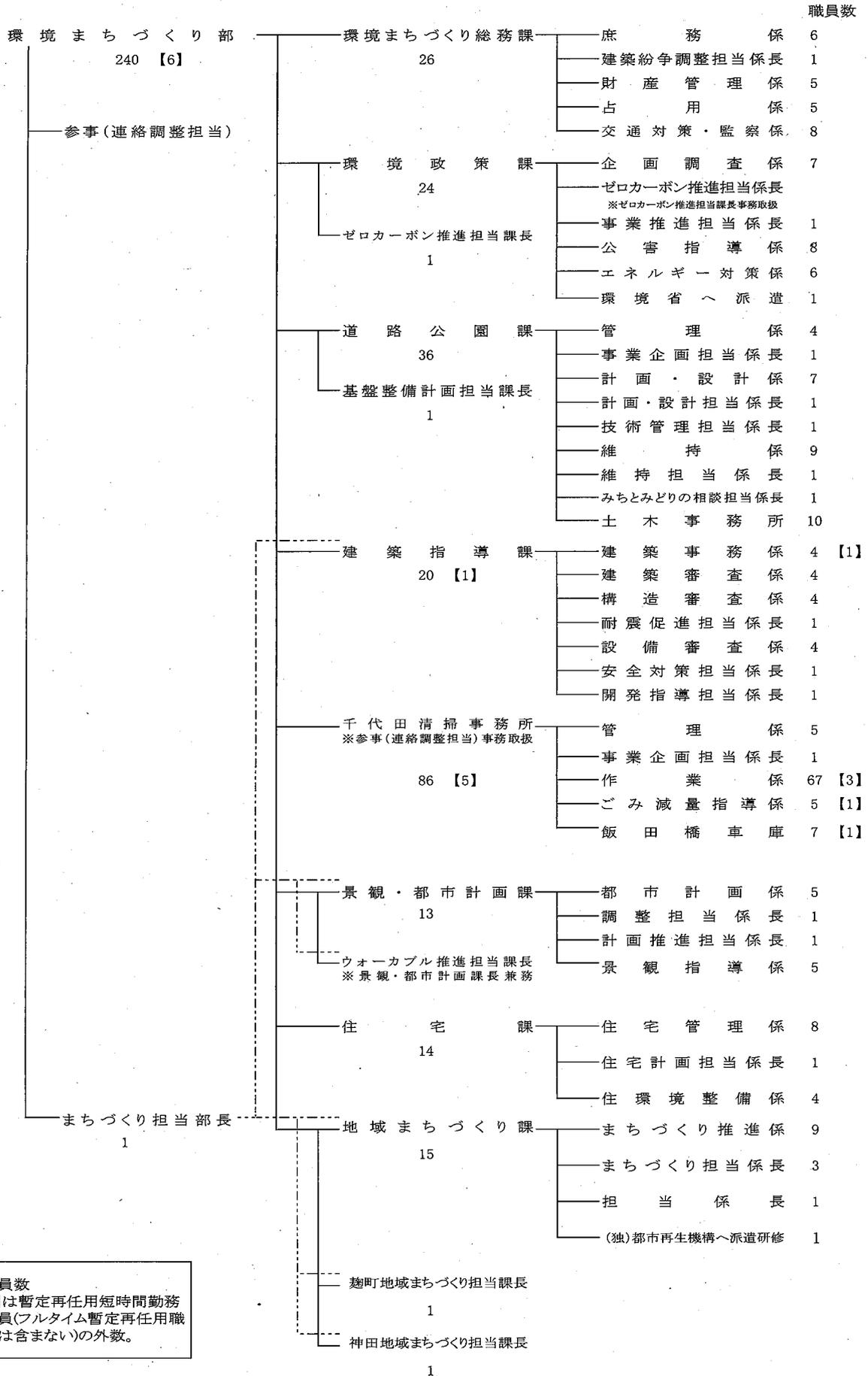
目 次

I	環境まちづくり部の組織と職員数	4
II	千代田区清掃事務所の事務分掌	5
	【参考】環境政策課の事務分掌	7
III	千代田清掃事務所の事務事業	9
1	安全衛生・交通安全対策	11
2	事業系ごみ等対策	12
	(1) 事業用大規模建築物のごみ減量・リサイクルの推進	12
	(2) 一般廃棄物処理業の許可・指導等	13
	(3) 浄化槽清掃業の許可・指導等	14
3	清掃・リサイクル施設管理運営	15
4	審議会等	15
	(1) 千代田区一般廃棄物減量等推進審議会	15
	(2) 区民会議	16
5	ごみの収集・運搬	16
	(1) 令和5年度作業計画	17
	(2) 時間帯排出	18
	(3) 動物死体の処理	18
	(4) 持ち込みごみ	18
	(5) 特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ【ブラウン管式・液晶式・プラズマ式】、 冷蔵庫【冷凍庫等含む】、保冷・保温庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクル	19
	(6) ふれあい指導	20
	(7) ふれあい収集	20
	(8) 環境美化 (Chiyoda・Clean up・Crew)	21
	(9) 防鳥ネットの貸出し	21
	(10) ごみの中間処理	21
	(11) ごみの最終処分	21
6	資源回収事業	24
	(1) 集積所回収	24
	(2) 拠点回収	25

目 次

7	ごみ減量・リサイクルの推進	28
(1)	リサイクル思想の普及・啓発	28
(2)	リサイクルセンターの運営	29
(3)	事業所・商店街のリサイクル推進	30
(4)	有価物集団回収の支援	31
(5)	イベントにおけるごみ減量の促進	32
(6)	家庭用生ごみ処理機購入助成	33
(7)	小型家電回収事業	33
(8)	リサイクル情報の登録・提供	35
8	有料ごみ処理券事業	35
9	車両管理運営	36
10	清掃一部事務組合分担金	36
11	三崎町中継所	38

I 環境まちづくり部の組織と職員数



職員数
【 】は暫定再任用短時間勤務職員(フルタイム暫定再任用職員は含まない)の外数。

Ⅱ 千代田清掃事務所の事務分掌

(1) 管理係

- ア 事務所所属職員の人事、給与及び福利厚生に関すること
- イ 事務所の文書管理に関すること
- ウ 事務所の予算、決算及び会計に関すること
- エ 事務所の公有財産の管理に関すること
- オ 労務管理に関すること
- カ 事務所の物品管理に関すること
- キ 事務所の事務事業の連絡及び調整に関すること
- ク 一般廃棄物処理手数料に関すること
- ケ 他団体との連絡調整に関すること
- コ その他所長が認めたこと

(2) 事業企画担当係長

- ア 食品ロス削減計画の策定に関すること
- イ 一般廃棄物処理基本計画の改定に関すること
- ウ 清掃リサイクル事業の企画及び推進に関すること
- エ 清掃事務所の機能更新に関すること
- オ 一般廃棄物処理の実施計画及び分別収集計画の策定に関すること
- カ その他所長が認めたこと

(3) 作業係

- ア 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること
- イ 一般廃棄物排出量の算定に関すること
- ウ 一般廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること
- エ 一般廃棄物及び資源の適正排出に関すること
- オ 資源回収事業に関すること
- カ 作業の統計に関すること
- キ 作業用軽自動車、連絡車等の運営管理及び修理に関すること
- ク 自動車事故及び作業実施時等の事故に関すること
- ケ 自動車運行作業の統計に関すること
- コ 三崎町中継所のごみの船舶中継作業に関すること

- サ 安全作業に関する事
- シ 大規模排出事業者等の排出指導の補助に関する事
- ス その他所長が認めた事

(4) ごみ減量指導係

- ア 大規模排出事業者等の排出指導に関する事
- イ 一般廃棄物の減量及び適正処理の指導に関する事
- ウ 一般廃棄物処理業の許可に関する事
- エ 浄化槽に関する事
- オ し尿浄化槽の届出及び維持管理指導に関する事
- カ 大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関する事
- キ 一般廃棄物の減量及び適正処理の指導に関する事
- ク 一般廃棄物処理基本計画に係る進捗の管理に関する事
- ケ 一般廃棄物減量等推進審議会に関する事
- コ 一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議に関する事
- サ リサイクル施設の運営に関する事
- シ その他所長が認めた事

(5) 飯田橋車庫

- ア 清掃事業用自動車の運営管理に関する事
- イ 自動車事故等の処理に関する事
- ウ 清掃事業用自動車運行作業等の統計に関する事
- エ 一般廃棄物処理手数料の取扱いに関する事
- オ 施設維持管理に関する事
- カ その他所長が認めた事

【参考】

環境政策課の事務分掌

(1) 企画調査係

- ア 環境保全に係る企画調整及び調査に関すること
- イ 千代田区地球温暖化対策条例の推進に関すること
- ウ 生物多様性の推進に関すること

(2) 事業推進担当係長

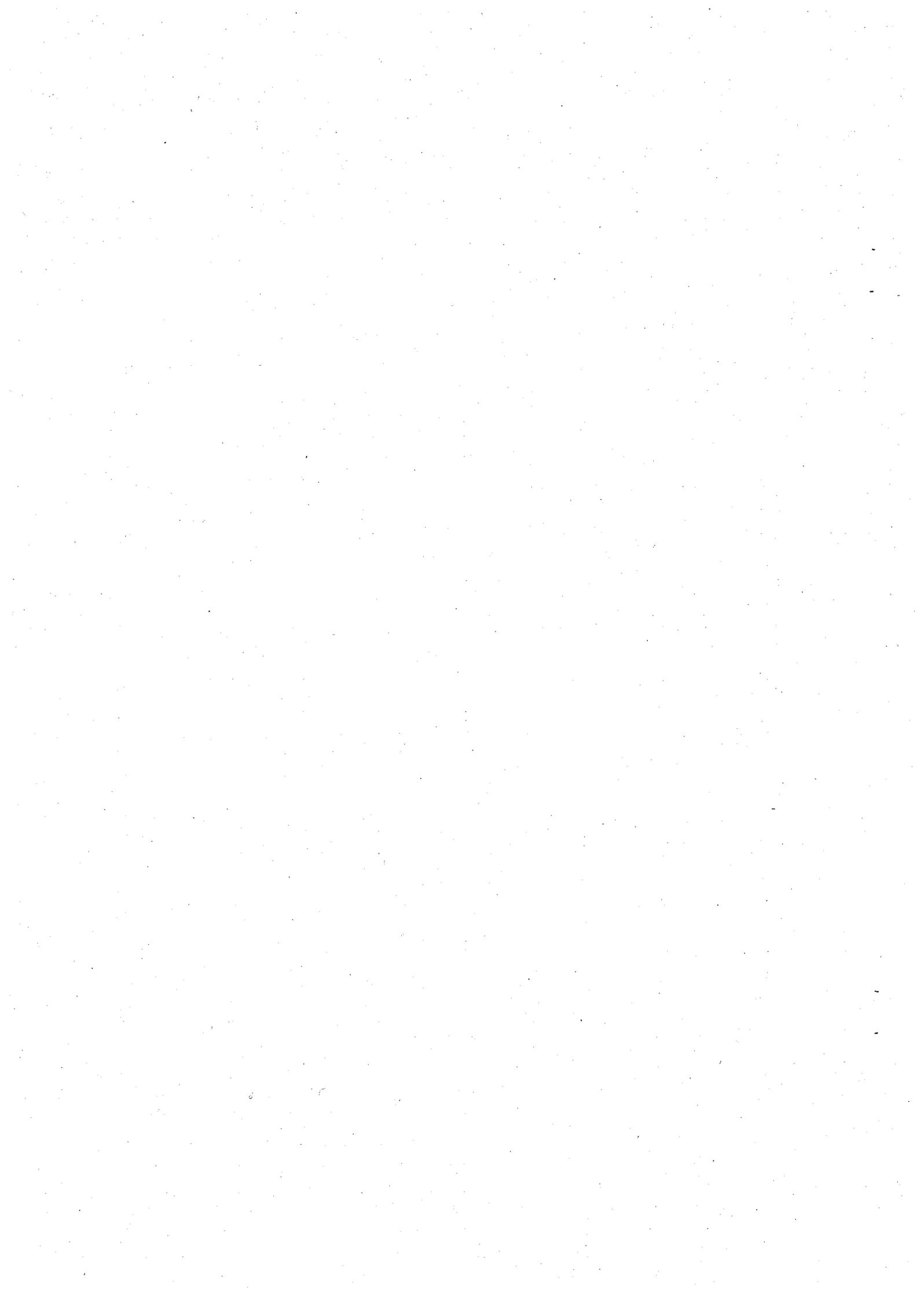
- ア 温暖化対策に係る普及啓発に関すること
- イ 環境配慮行動の推進に関すること
- ウ 環境マネジメントシステムに関すること

(3) 公害指導係

- ア 環境影響評価に関すること
- イ 公害関係法令に定める工場及び施設並びに建設作業の規制指導に関すること
- ウ 大気汚染及び水質汚濁に係る諸届出の受付に関すること
- エ 公害に係る苦情、陳情等の処理及び環境相談に関すること
- オ 公害発生施設及び作業に係る監察、調査並びに監視パトロールに関すること
- カ 大気汚染緊急時における調査及び連絡に関すること
- キ 環境調査及び環境測定に関すること
- ク 自動車環境管理計画及びディーゼル車の低公害化促進に関すること

(4) エネルギー対策係

- ア 建物のエネルギー対策に関すること
- イ ヒートアイランド対策に関すること



千代田清掃事務所

Ⅲ 千代田清掃事務所の事務事業

千代田清掃事務所は、区内から発生する一般廃棄物の収集・運搬と、その発生抑制及び再利用・資源化の促進等の業務を効率的・一体的に行っている。

廃棄物は都市における環境問題の原点であり、人々の生活や経済活動が集中するところでは、必ず大量廃棄型の社会システムが発生する。

このような社会状況を背景に、持続可能な資源循環型社会への転換が求められるなか、本区では、平成12年4月に東京都から清掃事業が移管された後、千代田区一般廃棄物処理基本計画に基づき、一貫してごみの減量・リサイクル及び適正処理の推進に努めてきた。

とりわけ、区内から排出されるごみの概ね90%が事業系ごみであることから、大規模建築物の所有者等に対し、廃棄物の再利用計画書の提出を義務づけるとともに、立入検査を実施し、ごみの減量・リサイクルに関する助言を行っている。

引き続き、区民や事業者、関係行政機関等との連携を図りながら、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）をより一層推し進め“資源循環型都市・千代田”の構築をめざしていく。

1 安全衛生・交通安全対策

<管理係>

(令和5年度当初予算額 6,664千円 令和4年度決算額 3,710,690円)

目的 清掃事業を安全かつ円滑に実施していくため、災害を未然に防ぐとともに職員の健康管理など、労働安全衛生対策の充実を図る。

根拠 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

対象 清掃事業に従事する職員

内容 (1) 安全衛生管理体制の充実強化
(2) 安全衛生教育の充実と安全衛生意識の高揚
(3) 労働安全衛生施策の推進

沿革 平成12年4月1日 清掃事業区移管による

実績 (1) 安全衛生委員会 毎月1回開催
(2) 交通安全講習会 春と秋の年2回実施
(3) 救命講習会 春と秋の年2回受講
(4) 安全衛生講話 産業医により年1回実施

(5) 年末年始安全運動 安全パトロール及び安全講習会実施

(6) 腰痛予防体操教室 秋1回実施

2 事業系ごみ等対策

<ごみ減量指導係>

(令和5年度当初予算額 2,336千円 令和4年度決算額 1,241,426円)

(1) 事業用大規模建築物のごみ減量・リサイクルの推進

目的 区内ごみ排出量の概ね90%を占める事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則により、事業用途に供する延床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任とその届出、再利用計画書の提出等を義務づけている。

区では、提出された再利用計画書に基づき、適宜、個々の建築物に対し立入検査を行い廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、ごみの減量に対する認識と理解を深めるため、廃棄物管理責任者講習会を開催するとともに、ごみの減量及び適正処理に積極的に取り組み、顕著な成果を上げた建築物等の所有者を表彰している。

なお、平成25年度から廃棄物管理責任者講習にeラーニングを導入するとともに、電子メールによる再利用計画書の提出など利便性の向上を図っている。

根拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例・同規則

対象 延床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物

沿革 平成12年4月東京都からの事務事業移管による

実績

【千代田区内対象建築物数】

(単位：件)

対 象	年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	延床面積 3,000㎡以上		953	1,049
延床面積 1,000㎡～3,000㎡未満		1,059	953	845
合 計		2,012	2,002	1,875

(各年度4月1日現在)

【事業用大規模建築物立入検査件数】

(単位：件)

対 象	年 度		
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
延床面積 3,000㎡以上	112	21	46
延床面積 1,000㎡～3,000㎡未満	3	25	48
合 計	115	46	94

(2) 一般廃棄物処理業の許可・指導等

目 的 一般廃棄物の適正処理のため、一般廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に対する業の許可及び立入検査・指導を行う。

根 拠 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

イ 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月9日千代田区条例第30号）

ウ 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月31日千代田区規則第38号）

エ 東京二十三区清掃協議会規約（平成12年4月1日東京都知事届出）

対 象 千代田区内において一般廃棄物処理業を行う者

内 容 区内の事業所から排出される事業系一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする場合及び区内において一般廃棄物の処分を業として行おうとする場合は、区長の許可を受けなければならない。

許可は、一定の要件及び基準等を満たした場合に付与される。許可期間は政令で2年と定められており、有効期間満了ごとに許可を更新しなければならない。また、事業の範囲を変更しようとするときも区長の許可が必要とされ、その他届出事項に変更があった場合には届出が必要となる。

区はそれらの業者に対して、適宜立入検査を行うなど、必要な指導を実施している。

沿 革 平成12年度に東京都から清掃事業の一部として23区に移管を受けた。その後、平成17年度までは暫定的に東京二十三区清掃協議会が処理してきたが、平成18年度から、各区事務として行ってきた。

しかし、各区で許可事務を行うことによって、23区間での許可基準に関する調整等に多くの労力を要するなどの課題が生じたため、平成25年度から東京二十三区清掃協議会における管理執行事務による共同処理を行うこととした。

実績

(単位：件)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
許可業者数	307	307	308

(各年度4月1日現在)

(3) 浄化槽清掃業の許可・指導等

目的 浄化槽清掃等の適正処理のため、浄化槽清掃業者に対する業の許可及び立入検査・指導を行う。

根拠 ア 浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)
 イ 千代田区浄化槽条例(平成11年12月9日千代田区条例第31号)
 ウ 千代田区浄化槽規則(平成12年3月31日千代田区規則第39号)
 エ 東京二十三区清掃協議会規約(平成12年4月1日東京都知事届出)

対象 千代田区内において浄化槽清掃業を行う者

内容 区内で浄化槽清掃業を行う業者に対して適宜に立入検査を行うなど必要な指導を実施している。

沿革 平成12年度に東京都から清掃事業の一部として23区に移管を受けた。その後、平成17年度までは暫定的に東京二十三区清掃協議会が処理してきたが、平成18年度からは、各区事務として行ってきた。

しかし、各区で許可事務を行うことによって、23区間での許可基準に関する調整等に多くの労力を要するなどの課題が生じたため、平成25年度から東京二十三区清掃協議会における管理執行事務による共同処理を行うこととした。

実績

(単位：件)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
許可業者数	44	44	44

(各年度4月1日現在)

3 清掃・リサイクル施設管理運営

<管理係・作業係>

(令和5年度当初予算額 243,058千円 令和4年度決算額 163,672,382円)

目的 一般廃棄物の収集・運搬及びリユース・リサイクルなどの事業を円滑に進めるため、清掃・リサイクル施設の管理運営を行う。

清掃・リサイクル施設の概要

施設名	所在地	電話番号	敷地面積 (m ²)	土地取得年月日	施設専有面積 (m ²)	開設(竣工)年月日	
千代田清掃事務所	外神田1-1-6	3251-0566	(併設)	(東京都所有)	1,909.09	S57.2	
三崎町中継所	神田三崎町3-9-3	3239-7833	414.21	H12.4.1	1,076.12	S61.6	
飯田橋 車庫	管理棟	飯田橋3-13-2	5212-5081	H10.11.10	883.69	1,085.80	H11.12.15
	車庫棟	飯田橋3-9-12	-		909.08		
ストック ヤード	麹町出張所	麹町2-8	-	(併設)	-	54.22	H15.3.17
	西神田コスモス館	西神田2-6-2	-	(併設)	-	162.88	H11.11.15
	富士見出張所	富士見1-6-7	-	(併設)	-	32.64	H13.5.14
	神田公園出張所	神田司町2-2	-	(併設)	-	104.97	H11.5.10
	和泉橋出張所	神田在久町1-11-7	-	(併設)	-	78.84	H14.4.22
リサイクルセンター鎌倉橋	内神田2-1-8	3253-1970	(併設)	-	117.00	H13.5.15	
有価物一時集積所	九段南2-9-8	-	(併設)	-	16.66	H7.7.31	

4 審議会等

<ごみ減量指導係>

(1) 千代田区一般廃棄物減量等推進審議会

(令和5年度当初予算額 605千円 令和4年度決算額 0円)

目的 一般廃棄物の適正な処理及び再利用を促進し、清掃事業の効率的な運営を図るため、審議会を置く。

根拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第8条第1項

名称 千代田区一般廃棄物減量等推進審議会

任期 第1期：平成12年9月～14年9月終了

第2期：平成15年1月～17年1月終了

第3期：平成18年1月～20年1月終了

第4期：平成21年3月～23年3月終了

第5期：平成23年11月～25年10月終了

第6期：平成26年1月～28年1月終了

第7期：平成29年12月～令和元年12月終了

第8期：開始時期未定

内 容 一般廃棄物の処理の基本的方針及びその他重要な事項に関する検討を行う。
構 成 審議会は8名以内の委員をもって構成する。
実 績 令和4年度 開催なし

(2) 区民会議

(令和5年度当初予算額 760千円 令和4年度決算額 343,450円)

目 的 区民、事業者及び区が共同して一般廃棄物の減量及び処理に関する施策を検討し、また、普及啓発の実践活動を行っていくため、「区民会議」を設置。

根 拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第2項

名 称 千代田みらいくる会議

任 期 第1期：平成12年6月～14年5月終了
第2期：平成14年10月～16年10月終了
第3期：平成17年12月～19年12月終了
第4期：平成20年12月～22年12月終了
第5期：平成23年11月～25年10月終了
第6期：平成26年2月～28年2月終了
第7期：令和2年1月～令和4年1月終了
第8期：令和4年6月～令和6年6月予定

内 容 ア 一般廃棄物の減量及び処理に関する施策の検討
イ 普及啓発の実践活動

構 成 会議は30名以内の委員をもって構成する。

実 績 令和4年度 3回開催（6月、10月、2月）

5 ごみの収集・運搬

<作業係>

(令和5年度当初予算額 417,269千円 令和4年度決算額 411,722,476円)

目 的 区内から発生する一般廃棄物の収集運搬と、その発生の抑制を推進する。

根 拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例・同規則

対 象 区民及び排出日量50kg未満の事業所等

内 容 資源回収とともに、区内から発生する一般廃棄物の収集運搬等の業務を行う。

(1) 令和5年度作業計画

可燃ごみ、不燃ごみ、蛍光管等、プラスチック、粗大ごみ、資源等とし、それぞれ地域分けを行い収集している。ごみの収集・運搬は、家庭ごみを中心であるが、家庭ごみの収集・運搬に支障のない範囲で事業系ごみについても行っている。

ア 不燃ごみの収集

不燃ごみは、細かく破碎・選別して最終的に東京湾の中央防波堤外側埋立処分場等に埋め立てている。この処分場は、都内に確保できる最後の処分場といわれている。

区では、不燃ごみの量を減らして一日でも長くこの処分場を使用できるように、資源として回収する品目の追加や分別方法の見直しなどを行ってきた。

平成22年4月からの不燃ごみ収集回数の変更は、不燃ごみとして出されている量に合わせて、月2回にしたものである。

イ 蛍光管等の資源回収（平成31年4月から、不燃ごみから別収集に変更）

蛍光管は従来、不燃ごみとして収集し、不燃ごみ処理センターで破碎・選別し、最終的に東京湾の中央防波堤外側埋立処分場等に埋め立てていた。

しかし、水俣条約や埋立処分場の延命化の観点から、区では平成31年4月から、蛍光管等水銀を含む廃棄物（蛍光管、電池、水銀体温計等）について、民間処理施設にて資源化処理を行うこととし、別に収集することとした。

また、収集車両の火災の原因となるスプレー缶、カセットボンベ、ライターも併せて収集することとした。

令和5年度作業計画

種 別	回 数	日 量 (単位：t)	作業計画自動車		搬入先等
			台 数	車両の種類	
可燃ごみ (燃やすごみ)	週2回	62.2	2台	新大型特殊車 (傾倒装置付)	中央清掃工場 港清掃工場
不燃ごみ (燃やさないごみ)	月2回 (左記2種は 同一収集日 で、収集時 間が異なる)	3.5	16台	小型プレス車 (燃やさないごみを併せ収集)	
蛍光管等			5台	軽小型貨物車 (他種の狭小路地収集でも使用)	雉子橋一時保管 場所など
粗大ごみ	週1回	2.0	2台	小型ダンプ車	中防粗大ごみ 破碎処理施設
合 計		67.7	25台		

(2) 時間帯排出

従来、ごみ出し時間は一律に8時までとしていたが、平成14年10月から「8時まで」「9時30分まで」「12時30分まで」の三段階の排出時間を定め、資源・ごみ集積所に表示している。これは、資源・ごみ集積所にごみ出し時間を表示することで、区民の利便性を図り、併せてごみの停留時間を短くすることにより、カラス等によるごみの散乱被害防止、歩行者への配慮、まちの環境美化・環境衛生の向上を目的としている。平成24年11月から「8時まで」のごみ出し時間を「8時30分まで」に変更し、燃やさないごみについては、区内全域（日取地域を除く）を「10時まで」に変更した。

(3) 動物死体の処理

犬、猫等の動物死体は原則として飼い主の責任で処理することになっているが、できない場合には、飼い主の届出により千代田清掃事務所で引き取っている（委託業者による火葬を実施。ただし、引き取りできるのは重量25kg未満の動物死体であり、1頭につき2,600円の処理手数料を徴収）。

なお、道路上の動物死体は道路管理者が処理することになっているが、区道、都道については、千代田清掃事務所が引き取りを行っている。

【千代田区動物死体処理実績】

(単位：頭)

処理区分	令和4年度			令和3年度			令和2年度					
	処理頭数	種別	種別	処理頭数	種別	種別	処理頭数	種別	種別			
		猫	犬	その他		猫	犬	その他		猫	犬	その他
届出分	26	9	5	12	19	4	2	13	26	5	6	15
道路・河川	35	11	0	24	39	17	0	22	29	17	0	12
合計	61	20	5	36	58	21	2	35	55	22	6	27

(4) 持ち込みごみ

ア 臨時持ち込みごみの受付

千代田清掃事務所では、区内から一時的に排出される事業系一般廃棄物を、自己の車両等を使用して、直接、東京二十三区清掃一部事務組合及び都の処理施設へ持ち込む際の受付事務を行っている。

処理手数料は、清掃工場等中間処理施設は、15円50銭/kg（平成25年10月1日改定）であり、最終処分場は、9円50銭/kgである。

イ マニフェスト制度

事業者が、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に搬入する場合は、条例により、指定されたマニフェストを当該処理施設の管理者へ提出することが義務づけられている。対象事業者は、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出する事業者と、臨時に排出する者となっている。

新たに、その対象となった事業者は、千代田清掃事務所に対して「マニフェスト適用対象事業者届」を提出することになっている。千代田清掃事務所では、その届出を受け、その排出場所ごとに排出場所コードを決定し、事業者に通知している。

※マニフェスト：事業系一般廃棄物の種類・重量・排出場所とそのコード等を記載した積荷の登録（複写式伝票）

【千代田区マニフェスト番号発行件数】

（単位：件）

事務所床面積	令和4年度	令和3年度	令和2年度
10,000㎡以上	4	3	5
10,000㎡未満	1	6	4
合計	5	9	9

(5) 特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ【ブラウン管式・液晶式・プラズマ式】、冷蔵庫【冷凍庫等含む】、保冷・保温庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクル

平成13年4月1日「家電リサイクル法」が施行され、前記廃家電製品は、排出者がリサイクル料金と収集運搬料金を負担し、当該機器を販売した小売業者や買い換えをする小売業者等がこれを回収することとなった（冷蔵庫は平成16年4月から、液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機は平成21年4月から、保冷庫・冷温庫は平成26年4月から追加された）。

なお、販売店が不明のもの、遠方からの引越しによるもの等、小売業者等に引取義務の生じない機器についても行政回収を行わず、民間の回収システムにより処理することとなった（家電リサイクル受付センターで受け付け）。

区は、生活保護世帯や児童扶養手当受給者等の上記廃家電製品の排出に係る運搬料金及び不法投棄された機器に係るリサイクル料金・運搬料金を負担している。

【排出状況】

(単位：台)

	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
	業者 収集 分	不法 投棄 分	合計	業者 収集 分	不法 投棄 分	合計	業者 収集 分	不法 投棄 分	合計
エアコン	7	1	8	16	0	16	16	0	16
テレビ	302	8	310	386	21	407	321	16	337
冷蔵庫など (冷凍庫)	188	7	195	233	8	241	170	9	179
洗濯機 衣類乾燥機	89	2	91	87	12	99	88	10	98
合計	586	18	604	722	41	763	595	35	630

※ リサイクル料金はメーカー・型式により異なる

※ 収集・運搬料金は各小売店、収集運搬業者が独自に定めた料金

(6) ふれあい指導

職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした「ふれあい指導」を実施している。内容は、資源・ごみ集積所の改善指導、不法投棄対策等である。

(7) ふれあい収集

高齢者や障害者など、自力で燃やすごみ等の集積所排出や粗大ごみを持ち出すことが困難な世帯に対し、千代田清掃事務所の職員が自宅等から収集している。

ア 燃やすごみ等

燃やすごみ等はこれまで玄関から収集していたが、平成23年4月から「高齢者安心生活見守り隊」の一員として声かけをして安否確認を行いながら収集している。

【実績】

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
新規受付件数	26	25	28
実施件数 (内、声かけ件数)	102 (53)	101 (40)	95 (44)

イ 粗大ごみ

粗大ごみは室内等から運び出して収集している。

【実績】

(単位：件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
運び出し件数	237	185	132

(8) 環境美化 (Chiyoda・Clean up・Crew)

区内の環境美化を促進するため、平成13年9月から、収集職員が作業移動中に歩道上等に落ちているごみ（主に缶類）を回収している。

(9) 防鳥ネットの貸出し

平成12年4月から、ごみ集積所の清潔保持及び生活環境の保全を図ることを目的に、カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所を対象に、使用責任者の申請に基づき防鳥ネットの貸出しを行っている。

【実績】

(単位：枚)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
貸出数	49	42	49

(10) ごみの中間処理

23区が収集したごみの中間処理（焼却や破碎など）は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する施設で処理を行っている。千代田区内で収集された可燃ごみは、現在、港清掃工場（港区港南）、中央清掃工場（中央区晴海）で焼却処理されている。

不燃ごみについては、三崎町中継所で船舶に積み替えて運搬し、中央防波堤内側埋立地にある不燃ごみ処理センターで、破碎・減容化処理を行い、鉄やアルミニウムなどの資源を回収した後、焼却可能なものは清掃工場で焼却処理し、残りを中央防波堤外側埋立処分場等に埋立て処分している。

粗大ごみについては、中央防波堤内側埋立地にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎処理を行い、資源として鉄を回収した後、残りを清掃工場で焼却処理している。

(11) ごみの最終処分

可燃ごみの焼却灰や、減量・減容化された不燃ごみと粗大ごみは、東京都が設置管理

する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分している。

実 績

ア 区収集ごみ量の推移

【区収集ごみ量の推移】

(単位：t)

種 別	令和4年度	令和3年度	令和2年度
可燃ごみ (燃やすごみ)	14,112	14,172	14,360
不燃ごみ (燃やさないごみ)	564	523	563
粗大ごみ	618	588	578
合 計	15,294	15,283	15,501

※ 資源の回収量は「令和4年度資源回収品目別実績」 ○ページに掲載

※ ごみ量は、四捨五入した数値

イ 区の粗大ごみ収集状況

【実 績】

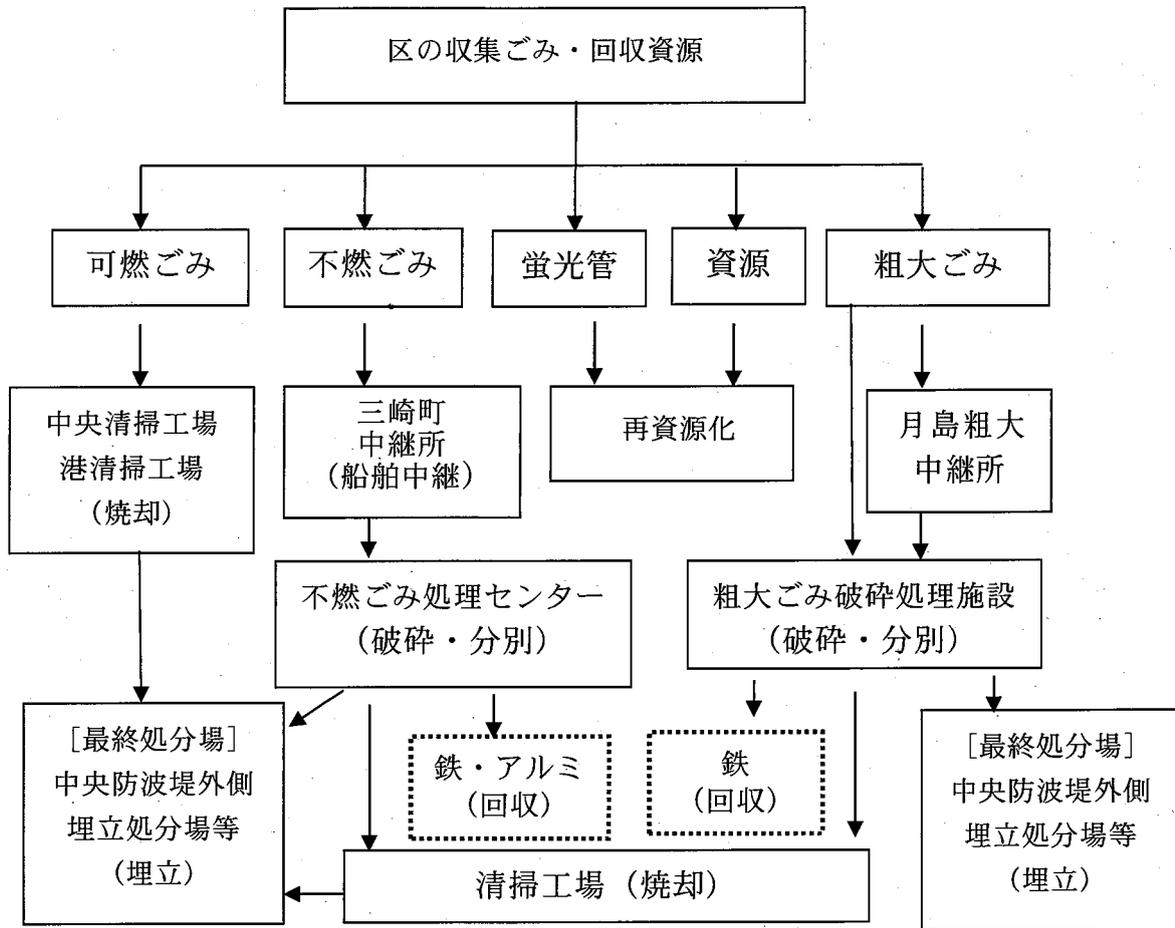
	令和4年度	令和3年度	令和2年度
粗大ごみ収集点数	97,592点	91,315点	90,214点

【多く出された粗大ごみ (令和4年度)】

1位	箱物家具	11,999点 (全体の12%)
2位	椅子	8,144点 (全体の8%)
3位	布団	7,953点 (全体の8%)
4位	衣装箱	3,661点 (全体の4%)
5位	敷物	3,210点 (全体の3%)

ウ その他

(ア) 区のごみ・資源処理の流れ



(イ) 関係施設概況等

a 三崎町中継所 (千代田区所管)

所在地 千代田区神田三崎町三丁目9番3号

中継規模 最大中継日量200t

b 中央清掃工場 (東京二十三区清掃一部事務組合所管)

所在地 中央区晴海五丁目2番1号

焼却能力 600t/日 (300t×2基)

c 港清掃工場 (東京二十三区清掃一部事務組合所管)

所在地 港区港南五丁目7番1号

焼却能力 900t/日 (300t×3基)

d 中防不燃ごみ処理センター (東京二十三区清掃一部事務組合所管)

所在地 江東区海の森二丁目4番79号

処理能力 第二プラント 48t/h×2基

e 粗大ごみ破碎処理施設（東京二十三区清掃一部事務組合所管）

所在地 江東区青海二丁目地先

処理能力 32.1t/h×2基

f 中央防波堤外側埋立処分場（東京都環境局所管）

所在地 江東区青海三丁目地先

埋立面積 約199ha

g 新海面処分場（東京都環境局所管）

所在地 江東区青海三丁目地先

埋立面積 約319ha（A～Gブロック）

6 資源回収事業

<作業係>

（令和5年度当初予算額 639,066千円 令和4年度決算額 618,012,645円）

目的 ごみの減量と再利用・再資源化を推進するため、容器包装リサイクル法に基づく分別回収の他、種々の資源回収事業を実施している。

根拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例・同規則

対象 区民及び小規模事業者

（1）集積所回収

品目	開始時期	内容
古紙（新聞・雑誌・段ボール）	平成12年2月	平成15年4月 紙パックを回収品目に追加
びん・缶	平成13年4月	—
食品用発泡スチロールトレイ	平成15年4月	平成24年11月 プラスチック回収に移行
容器包装プラスチック	平成19年10月	平成24年11月 プラスチック回収に移行
製品プラスチック	平成24年11月	プラスチック回収開始に伴い、食品用発泡スチロールトレイ、容器包装プラスチックと一緒に回収
ペットボトル	平成18年11月 平成19年10月	モデル事業として一部地域で回収実施（資源の日が火曜日の地域） 区内全域で開始
その他の紙類	平成24年11月	シュレッダー紙・お菓子などの紙箱・窓開封筒など

(2) 拠点回収

平成11年5月より、紙パックの回収開始から、順次、古布、ペットボトル、食用油、乾電池、古紙（新聞、雑誌、段ボール）、びん・缶、蛍光管、インクカートリッジと、回収品目を拡大してきた。

しかし、一部の品目について、集積所での回収が排出者に定着してきたことから、回収品目の見直しを行い、令和5年4月からは、下表の品目の回収に変更した。

〔品 目〕

(令和5年4月1日現在)

種 類	開始時期	内 容
古布	平成13年5月	繊維衣料・毛布・タオルケット等（皮革製品、布団は対象外）
食用油	平成13年7月	植物性・動物性食用油（食用でないものは除く）
インクカートリッジ	平成23年6月	インクカートリッジを区役所、出張所等に専用の回収ボックスを設置して回収 ※プリンター主要メーカー4社が行っている「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」という取組みに区が参加

〔回収拠点〕

	場 所	開始時期	所在地	※開設時間
1	区役所本庁舎 5階 環境政策課窓口 (令和5年3月まで は5階安全生活課で 回収)	平成11年5月	九段南1-2-1	月～金曜日 8時30分～17時 (祝日・年末年始除く)
2	★麴町出張所ストックヤード	平成15年3月 (☆平成13年4 月)	麴町2-8	月～金曜日 8時30分～17時 (祝日・年末年始除く)
3	★富士見出張所ストックヤード	平成13年5月	富士見1-6-7	月～金曜日 8時30分～17時 (祝日・年末年始除く)
4	★西神田コスモス館 ストックヤード	平成11年11月	西神田2-6-2	毎日(年末年始除く) 7時～22時 (平成16年6月から)
5	★神田公園出張所ストックヤード	平成11年5月	神田司町2-2	月～金曜日 8時30分～17時 (祝日・年末年始除く)
6	★和泉橋出張所ストックヤード	平成14年4月 (☆平成13年4 月)	神田佐久間町1- 11-7	月～金曜日 8時30分～17時 (祝日・年末年始除く)
7	千代田清掃事務所	平成13年4月	外神田1-1-6	月～金曜日 7時40分～17時 土曜日・祝日 7時40分～16時 (年末年始を除く)
8	千代田清掃事務所飯 田橋車庫	平成13年11月	飯田橋3-13-2	月～土曜日・祝日 7時40分～16時 (年末年始を除く)
9	リサイクルセンター 鎌倉橋(千代田区立ス ポーツセンター地下 1階)	平成13年5月	内神田2-1-8	毎月1日～25日(月曜日・ 年末年始を除く) 10時～18時
10	四番町図書館	平成16年2月 (平成20年11月か ら乾電池のみ)	四番町1	改修工事のため休止中

☆旧出張所での開始年月

※ インクカートリッジの回収は、区役所2階総合窓口課、5階環境政策課、出張所、千代田清掃事務所・飯田橋車庫、リサイクルセンター鎌倉橋で行っている。

実 績

【令和4年度 資源回収品目別実績】

(単位：kg)

		※有価物集団回収			集積所回収	拠点回収 (ストックヤード)	合 計
		町 会	自 主	計			
紙 類	新 聞	44,280	240,686	284,966	318,075	☆	603,041
	雑 誌	66,071	349,317	415,388	421,270	☆	836,658
	段ボール	64,489	401,941	466,430	1,281,980	☆	1,748,410
	紙パック	0	1,981	1,981	6,036	☆	8,017
	その他紙	0	6,465	6,465	549,700	—	556,165
	小 計	174,840	1,000,390	1,175,230	2,577,061	☆	3,752,291
布 類		757	7,538	8,295	—	25,230	33,525
金 属 類	鉄	0	6,302	6,302	112,798	☆	119,100
	アルミ	0	23,142	23,142	93,912	☆	117,054
	小 計	0	29,444	29,444	206,710	☆	236,154
ガ ラ ス	生きびん	0	0	0	16,083	☆	16,083
	カレット	0	0	0	864,379	☆	864,379
	小 計	0	0	0	880,462	☆	880,462
プ ラ ス チ ック	容器包装 プラスチック	—	—	—	477,550	—	477,550
	製品 プラスチック	—	—	—	19,940	—	19,940
	小計	—	—	—	497,490	—	497,490
ペットボトル		—	—	—	473,420	☆	473,420
乾電池		—	—	—	15,162	☆	15,162
食用油		—	—	—	—	1,170	1,170
蛍光管		—	—	—	11,438	☆	11,438
インク カートリッジ		—	—	—	—	155	155
小型家電		—	—	—	—	2,656	2,656
総合計		175,597	1,037,372	1,212,969	4,661,743	29,211	5,903,923

☆印の回収量は集積所回収に含まれる。

※ 有価物集団回収事業の詳細は31～32ページに記載。

7 ごみ減量・リサイクルの推進

(令和5年度当初予算額 35,837千円 令和4年度決算額 28,171,827円)

(1) リサイクル思想の普及・啓発 <作業係・ごみ減量指導係>

目的 パンフレット・エコグッズの配布、フリーマーケットの支援により、リサイクル思想の普及啓発を図る。

内容 ア 啓発用冊子・エコグッズの配布

ごみの減量の意義、資源やごみの正しい分別方法等についての普及啓発のため、啓発用冊子・エコグッズを配布する。

イ フリーマーケットの支援

自主団体が主催するフリーマーケットの支援をする。

ウ ごみ分別アプリ

ごみの収集日やごみの出し方、出すときの注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する様々な情報を身近なスマートフォンを利用して簡単に確認できる分別アプリ「分けちよ！」を平成27年8月に導入し、配信を始めた。

日本語版に加え、平成28年3月から外国語版（英語・中国語・フランス語・韓国語）の配信も開始している。

エ ちよだ環境まつり（環境政策課事業）

平成21年度から環境月間イベントの一環として、園芸土、小型家電、牛乳パックなどの回収や再生家具の無料抽選会などを行ってきた。

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったが、令和4年度は3年ぶりに開催した。

オ あおぞらふれあい相談・回収

ごみと資源の分別・排出方法について、区民が直接相談できる機会を設けることで、ごみや資源の疑問や質問にお答えし、ごみの減量や資源化に対する意識向上を図り、ごみと資源の適正な分別・排出による環境に配慮したまちづくりを進めていくことを目的とするものである。

あわせて、収集されない園芸用の廃土や古布・小型家電等の回収を行っている。

また、食品ロス削減のためフードドライブも実施している。

【令和4年度 啓発用冊子・エコグッズの実績】

品名	作成部数	備考
資源とごみの分け方出し方	90,000部	区内全戸および窓口配布
収集日カレンダー	79,000部	区内全戸および窓口配布
みんなで考えよう！ ごみや資源のこと	2,000部	区内の公立・私立小学4年生に配布

【令和4年度 自主開催フリーマーケット開催実績】

開催回数	会場	主催	出店数	来店者数
—	開催実績なし	—	—	—

(2) リサイクルセンターの運営

＜ごみ減量指導係＞

目的 資源の有効利用とリサイクル活動の促進を図る拠点施設として、リサイクルセンター鎌倉橋の運営・維持管理を行う。

ア 設置場所及び開館時間

千代田区立スポーツセンター地下1階（内神田2-1-8）

毎月 1日～25日の火～日曜日 10時～18時（1月1日～4日は休み）

イ 内容

(ア) リサイクルショップ

家庭で不用となったものを預かり、展示・販売する。

- ・出品できる人 : 18歳以上の区内在住・在勤・在学者（事前に登録が必要）
- ・登録と出品受付 : 毎月5日～25日
- ・出品物保管料 : 1点～5点までは200円、6点～10点までは400円
- ・展示期間 : 出品受付をした翌月の1日～25日の開館日
- ・精算期間 : 展示をした翌月の5日～25日の開館日

【リサイクルショップ利用実績】

年度	項目	リサイクルショップ			
		登録者数	出品者数（延べ）	出品点数	保管料
令和4年度		1,284人	3,104人	23,891点	1,090,100円
令和3年度		1,166人	2,396人	16,145点	886,950円
令和2年度		1,081人	2,288人	16,671点	809,200円

(イ) 再生家具展示コーナー

粗大ごみとして出されたもので、まだ十分使用できるものを一部修理等したうえで展示し、先着順に有料で提供する。

(ウ) 情報コーナー

環境・リサイクル等に関する図書やDVDを貸出し、情報提供をする。

(エ) リサイクル自転車展示コーナー（環境まちづくり総務課所管事業）

放置自転車を再生したりリサイクル自転車を月5台程度展示し、希望者には先着順に有料で提供する。

(オ) 包丁研ぎ

平成13年9月から、月1回（年9回程度）、ボランティアの協力により実施している。（令和4年度実績：依頼件数109件、本数194本）

沿 革 平成13年5月15日 「リサイクルセンター鎌倉橋」開設

(3) 事業所・商店街のリサイクル推進

<ごみ減量指導係>

目 的 事業系可燃ごみの約5割を占める紙ごみの減量を図るため、事業所から排出される古紙のリサイクル等を推進する。

内 容 区内の中小事業所を対象に、環境NPOオフィス町内会と協力し、ボックス回収方式によるオフィス古紙の共同リサイクル「ちよだエコ・オフィス町内会」を実施している。

実 績

【参加事業所数】

(単位：件)

令和4年度末 現在数	令和4年度実績数		令和3年度末 現在数
	加入数	脱退数	
710	80	42	672

【年度別回収実績】

(単位：t)

年度	再生紙	新聞紙	雑誌他	合計
令和4年度	75.86	39.80	271.2	386.86
令和3年度	72.70	40.36	253.41	366.47
令和2年度	77.62	43.66	275.34	396.62

(4) 有価物集団回収の支援

〈ごみ減量指導係〉

目的 新聞紙、段ボールなどの有価物を効率的かつ良質な状態で回収し、ごみの減量と資源の有効活用を図る。

根拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例
千代田区有価物集団回収支援要綱

対象 町会やマンション等の自主団体
回収実施団体（令和5年4月1日現在）139団体（27町会・112自主団体）

内容 新聞紙、段ボールなどの有価物の集団回収に対し、報奨金や作業用具などを支給する。

沿革 昭和49年度からPRや報奨金・作業用具の支給などの支援を開始し、さらに、集団回収を一層促進するため、平成15年度から回収量に応じた従量報奨金とは別に、実績に応じた団体助成金（基本額）の支給を開始した。

平成24年10月に千代田区有価物集団回収支援要綱を改定し、年度内を2回（4月～9月と10月～3月）に分けて支給していた報奨金を、暦年の前期（1月～6月）と後期（7月～12月）に分けて支給することとした。

また、令和3年度からは、古紙の市況下落の状況に鑑み、雑誌と段ボールの2品目について、回収量の実績による回収事業者への補助（奨励金の支給）を開始した。

実績

【実施団体助成金（報奨金）】

	参加団体数	有価物回収量 (kg) ※1	支給金額 (円) ※2
令和4年度	139	1,212,969	13,956,642
令和3年度	133	1,094,819	12,933,942
令和2年度	126	1,019,269	12,293,984

※1 有価物集団回収の品目別実績については 27ページに記載

※2 支給金額は回収期間の実績により算定・支給

支給金額＝従量報奨金＋団体助成金

ア 従量報奨金（1キログラムあたり6円

を乗じて得た金額）

イ 団体助成金（下記ランク表参照）

（ランク表）

ランク	回収期間の実績	基本額
A	10,000キログラム超	35,000円
B	5,000キログラム超～10,000キログラム以下	30,000円
C	500キログラム超～5,000キログラム以下	25,000円
—	500キログラム以下	0円

【回収事業者補助金（奨励金）】

	登録事業者数	有価物回収量 (kg) ※1	支給金額 (円) ※2
令和4年度	14	864,584	2,911,355

※1 回収量は、補助対象となった令和4年1月から12月までの雑誌と段ボールの回収実績の全事業者分総計

※2 回収事業者への支給金額は、以下の方法により対象品目ごとに毎月分を算出。

雑誌＝（7円－当該月の雑誌の古紙市況価格）×当該月の回収量

段ボール＝（7円－当該月の段ボールの古紙市況価格）×当該月の回収量

(5) イベントにおけるごみ減量の促進

<ごみ減量指導係>

目的 洗って繰り返し使用できるリユース食器やごみの分別がしやすい分別ごみ容器を無料で貸し出し、区内のイベント等で発生するごみの減量促進を図る。

対象 千代田区内に活動拠点のある町会・自治会・事業者・学校及び各種団体等が、区内で主催するイベント等

内容 ア リユース食器（皿、カップ大・小、どんぶり、はし）の貸出し
イ 分別ごみ容器（分別表示含む）の貸出し
ウ 分別指南役を派遣する（休止中）

沿革 平成16年度 リユース食器（皿、カップ大・小）の貸出しを開始
平成17年度 分別ごみ容器の貸出しを開始

ボランティアとの連携による分別指南役の派遣を開始

平成20年度 リユース食器（カップ小）の全出張所での貸出しを開始

平成23年度 祭礼時のリユース食器の貸出しを開始

実 績

【リユース食器貸出状況】

年度	件数	皿 (直径19cm・深型)	カップ大 (容量560ml)	カップ小 (容量230ml)	どんぶり	はし
令和4年度	4件	400枚	200個	300個	450個	50膳
令和3年度	0件	0枚	0個	0個	0個	0膳
令和2年度	0件	0枚	0個	0個	0個	0膳

【分別ごみ容器等貸出状況】

年度	分別ごみ容器
令和4年度	3団体
令和3年度	1団体
令和2年度	0団体

(6) 家庭用生ごみ処理機購入助成

<ごみ減量指導係>

目 的 家庭から排出される生ごみの減量や資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入を助成する。

根 拠 千代田区家庭用生ごみ処理機購入助成要綱

対 象 千代田区民

内 容 家庭用生ごみ処理機の購入経費の一部を助成する。

助成金額 購入金額の3分の2（上限30,000円）

事業開始 平成20年度

実 績

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
助成件数	48件	44件	50件

(7) 小型家電回収事業

<作業係>

目 的 使用済小型家電から、レアメタル等の希少金属及びプラスチックを回収し再利用を促進する。

根 拠 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(平成25年4月1日施行)

内 容 平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行になり、家庭で使用済みとなつた小型家電(30cm×15cm以下)を区内18か所に設置した専用ボックスで回収している。

事業開始 平成25年8月

使用済小型家電回収ボックス設置場所

	場 所	所在地	設置場所	持ち込める時間
1	千代田区役所	九段南1-2-1	2階 総合窓口課前 5階 環境政策課 窓口	月曜～金曜日(※第3土曜日は総合窓口課前で回収)8時30分～17時 閉庁日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)
2	麹町出張所	麹町2-8	1階 ロビー	毎日8時30分～22時 休館日:年末年始(12/29～翌年1/3)毎月第2日曜日
3	富士見出張所	富士見1-6-7	1階 ロビー	毎日8時30分～17時 休館日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)
4	神保町出張所	神田神保町2-40	1階 ロビー	毎日8時30分～22時 休館日:年末年始(12/29～翌年1/3)
5	神田公園出張所	神田司町2-2	地下1階 ストックヤード	月～金曜日8時30分～17時 休館日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)
6	万世橋出張所	外神田1-1-13	1階 出張所窓口	毎日8時30分～17時 休館日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)
7	和泉橋出張所	神田佐久間町1-11-7	地下1階 ストックヤード	月～金曜日8時30分～17時 休館日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～翌年1/3)
8	ちよだパークサイド プラザ	神田和泉町1	1階 ロビー	毎日9時～22時(日曜日・祝日は17時まで) 休館日:毎月第3日曜日年末年始(12/31～翌年1/3)
9	スポーツセンター	内神田2-1-8	1階 ロビー	毎日9時～21時 休館日:毎月第3月曜日 (祝日が重なると翌日)年末年始(12/29～翌年1/3)
10	九段生涯学習館	九段南1-5-10	1階 ロビー	毎日9時～21時 休館日:毎月第3月曜日、年末年始(12/29～翌年1/3)
11	四番町図書館	四番町1	受付カウンター付近	令和2年4月1日から、図書館改修工事のため休止中
12	昌平まちかど図書館	外神田3-4-7	受付カウンター付近	毎日9時～20時(12/29・30は17時まで) 休館日:毎月第2日曜日、年末年始(12/31～翌年1/3) 特別整理期間
13	神田まちかど図書館	神田司町2-16	受付カウンター付近	毎日9時～20時(12/29・30は17時まで) 休館日:毎月第3日曜日、年末年始(12/31～翌年1/3) 特別整理期間

	場 所	所在地	設置場所	持ち込める時間
14	西神田コスモス館	西神田2-6-2	地下1階 ストックヤード	毎日7時～22時 休館日：年末年始（12/29～翌年1/3）
15	千代田清掃事務所	外神田1-1-6	2階 事務室前	月～金曜日7時40分～17時 土曜日・祝日7時40分～16時 閉庁日：日曜日、年末年始（12/31～翌年1/3）
16	千代田清掃事務所 飯田橋車庫	飯田橋3-13-2	2階 事務室前	月～土曜日・祝日7時40分～16時 閉庁日：日曜日、年末年始（12/31～翌年1/3）
17	障害者福祉センター えみふる	神田駿河台2-5	1階 エントランス	毎日9時～21時 休館日：毎月第2土曜日 年末年始（12/31～翌年1/3）
18	いきいきプラザ一番町	一番町12	1階 玄関ロビー	毎日9時～22時（年末年始 12/31～翌年1/3は18時まで） 休館日：毎月最終日曜日

(8) リサイクル情報の登録・提供

<ごみ減量指導係>

目 的 家庭にある不用品で、十分使用または活用できる物品の情報交換のため、リサイクル情報紙を月1回発行するとともに、区施設21か所に掲示し、再利用を促進する。

根 拠 千代田区リサイクル情報登録提供事務運営要綱

実 績

【ゆずります・ゆずってください実績】

(単位：件)

年度	ゆずります (無料)		ゆずります (有料)		ゆずってください	
	登録情報数	成立数	登録情報数	成立数	登録情報数	成立数
令和4年度	9	4	3	0	5	1
令和3年度	13	4	3	1	3	0
令和2年度	5	2	4	2	0	0

8 有料ごみ処理券事業

<管理係>

(令和5年度当初予算額 49,172千円 令和4年度決算額 22,749,705円)

目 的 1日平均10kgを超える家庭系廃棄物や粗大ごみ、区が収集・運搬している事業系一般廃棄物について、条例に定める手数料を徴収する。

根 拠 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例・同規則

内 容 手数料徴収は原則として納入通知書によるものであるが、1日平均10kgを超える家庭系廃棄物や粗大ごみ、区が収集する事業系一般廃棄物については「有

料ごみ処理券」により徴収するものとし、千代田清掃事務所、取扱店（区内47店舗、区外2店舗）及びコンビニエンスストア（約300店舗）にて有料で交付している。（店舗数は令和5年5月現在）

また、取扱店等での適正管理を維持するための立入検査・指導を行っている。

事業開始 平成12年4月1日

実績

【有料ごみ処理券交付状況】

有料ごみ処理券 (種類)	定 価 (廃棄物手数料額)		交 付 枚 数 (枚)		
			令和4年度	令和3年度	令和2年度
粗大・A券	1枚	200円	7,615	6,407	8,425
粗大・B券	1枚	300円	128,834	125,547	123,012
事業系・特大(70ℓ)	1セット(5枚組)	2,660円	67,552	65,540	66,136
事業系・大(45ℓ)	1セット(10枚組)	3,420円	684,204	682,362	684,900
事業系・中(20ℓ)	1セット(10枚組)	1,520円	168,102	167,130	171,947
事業系・小(10ℓ)	1セット(10枚組)	760円	176,221	169,278	171,513

9 車両管理運営

<作業係・飯田橋車庫>

(令和5年度当初予算額 38,454千円 令和4年度決算額 29,547,541円)

目 的 区保有(所有・リース)の清掃車両の管理(保管、点検、整備)運営

根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

対 象 小型プレス車5台、軽小型車(貨物車7台、ダンプ車3台)10台、
指導車2台、連絡車1台 (全18台)

内 容 区保有のごみ収集車等の車両更新及び維持管理

沿 革 平成12年4月1日 東京都から清掃事業区移管による

10 清掃一部事務組合分担金

<管理係>

東京二十三区清掃一部事務組合

(令和5年度当初予算額 451,987千円 令和4年度決算額 455,945,000円)

東京二十三区清掃協議会

(令和5年度当初予算額 400千円 令和4年度決算額 400,000円)

目 的 清掃事業を実施するため、23区共同で事務を執行する。

根 拠 地方自治法第252条の2の2及び第284条
対 象 各区清掃事業の連絡調整、可燃ごみ等の中間処理
内 容 (1) 東京二十三区清掃一部事務組合

清掃事業を各区が行うに当たり、可燃ごみの処理や不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を、23区で共同処理をしていく組織が必要となった。そのため、平成12年4月、地方自治法第284条の規定に基づき東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）を設立し、各区の分担金等で運営している。

現在、一部事務組合では、以下の事務を行っている。

- ア 一般廃棄物処理計画策定に関する事務
- イ 適正処理困難物の指定その他適正処理に関する事務
- ウ 可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営
- エ 不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の整備及び管理運営
- オ し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

(2) 東京二十三区清掃協議会

各区が円滑に清掃事業を実施するための連絡調整や、事務の利便性や効率性の観点から共同で事務執行を行う組織が必要である。そのため、平成12年4月、23区及び一部事務組合で、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、「東京二十三区清掃協議会」（以下「清掃協議会」という。）を設立し、各区の負担金等で運営している。

現在、清掃協議会では、次の事務を行っている。

- ア 管理執行事務
 - (ア) 廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務
 - (イ) 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務
- イ 連絡調整事務
 - (ア) 直営清掃車両の仕様その他統一的対応が必要な事項に関する事務
 - (イ) その他、協議会が必要と認める事務

沿 革 平成12年4月1日 分担開始

1.1 三崎町中継所

<作業係>

目的 千代田区・文京区・台東区から発生する不燃ごみの船舶輸送基地
内容 千代田区・文京区・台東区から発生する不燃ごみの船舶輸送基地として三崎町中継所を設置し、運営している。管理運営にあたっては、文京区・台東区と「三崎町中継所への搬入協定」を締結するとともに、地元町会との協定を遵守し、円滑な中継所運営に努めている。

設備概要 (1) 中継規模 最大中継日量 200t
(1日当たり最大受け入れ車両台数 177台)
(2) 設 備 ホッパー (24m³) + コンベア (2基)
自動回転装置 (2基)、脱臭・集塵装置、汚水処理装置

沿 革 平成12年4月1日 東京都から清掃事業区移管による
平成22年4月1日 業務委託



